

新婚世帯の 新生活を応援します

長浜市で新婚生活をスタートされる世帯に
住居と引越しの費用を支援します。

補助金額

上限30万円

(夫婦ともに29歳以下の場合60万円)

対象世帯

婚姻時に夫婦ともに39歳以下で、
世帯所得500万円未満の世帯

その他の要件は下記をご覧ください。

対象経費

住宅の取得費・貸借経費

住宅のリフォーム費用

引越し費用

詳しくはHPをご覧ください。

申請期間

令和5年6月1日～令和6年3月15日

[HTTPS://WWW.CITY.NAGAHAMA.LG.JP/0000010127.HTML](https://www.city.nagahama.lg.jp/0000010127.html)



対象世帯詳細

- 01 令和5年3月1日から令和6年3月15日までの間に婚姻届を提出し、受理された世帯
- 02 令和5年4月1日から令和6年3月15日の間に対象経費を支払い終えた世帯
- 03 申請時点において、夫婦の住民票の住所が、長浜市の世帯
- 04 夫婦合計の所得が500万円未満の世帯
- 05 過去に他の自治体も含め、同様の補助金を受けていない世帯
- 06 婚姻時に夫婦の年齢がともに39歳以下の世帯

詳しくはHPをご覧ください。

必要書類

- 01 長浜市結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼請求書
- 02 婚姻を証明する書類（戸籍謄本又は婚姻届受理証明）
- 03 世帯全員の住民票（個人番号の記載がないもの）
- 04 夫婦それぞれの所得証明書（1月1日時点の住所地で取得してください）
- 05 経費に関する書類（契約書、領収書等）

その他必要な書類を求めることがあります。



長浜市未来創造部未来こども若者局

滋賀県長浜市八幡東町632番地

0749-65-6371